

監査措置状況報告書

令和4年3月30日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（補助金等）
監査実施日	令和4年1月7日～2月3日		
担当部署	消防本部 消防総務課	内線	2119

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>(1) 消防協会補助金</p> <p>消防団員で組織する高山市消防協会が行う事業に要する経費の一部に対し補助金を交付するものであり、高山市消防協会事業補助金交付要綱で規定している。</p> <p>予算及び決算を審議決定する理事会の議案において、令和2年度歳入歳出決算書の当初予算額並びに令和3年度歳入歳出予算書の本年度予算額及び対象人数が誤記載のまま議決されていた。</p> <p>当協会は、規約第9条で消防総務課を事務局としており、会計にかかる現金等は準公金として取り扱われることから適正に運営されたい。</p>	<p>令和2年度歳入歳出決算書の当初予算額、並びに令和3年度歳入歳出予算書の本年度予算額及び対象人数の誤記載については、指摘事項に速やかに対処するため、高山市消防協会理事会メンバーが参加する令和4年1月14日開催の令和3年度第3回団本部会議において事情を説明し、了承を得て訂正しました。</p> <p>今後、予算書や決算書などの作成については、算出根拠など確実に確認、突合することを徹底します。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年3月30日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（補助金等）
監査実施日	令和4年1月7日～2月3日		
担当部署	福祉部 子育て支援課 他	内線	2946

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>(2) 地域の遊び場づくり支援事業補助金                      子どもの健全育成のため、町内会等が設置する子どもの遊び場等の整備に要する経費の一部に対し補助金を交付するものであり、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱で規定している。</p> <p>令和3年度当初予算額は3,000千円であるが、11月末時点で当初予算額の2倍を超える6,611千円が交付決定されていた。当初予算額を超えて交付決定されたのは8月中旬で、9月初旬に2,991千円を目内同節の他事業より流用していたが、上半期中に当初予算額と同程度の金額を予算の補正によらず流用で対応したことが妥当であったか検討されたい。</p> <p>また、交付申請書及び実績報告書に、受付印漏れや記載漏れ等の不備が散見されたため、公文書の收受に関する基本的な事項を遵守し、適切に事務を実施されたい。</p>	<p>令和2年度から開始した補助制度のため、遊具の老朽化がすすむ中で対象となる施設が多くあることや、コロナ禍による町内会事業の中止や縮小に伴い、町内会において事業を児童遊園の整備に振り分けたことなどを要因として、想定を超える申請となりました。</p> <p>本件補助金に関する予算措置につきましては、通常であれば、当初予算を大幅に超える執行が見込まれた段階において、予算の補正を検討すべき事案ではありますが、今年度においては、目内同節の他事業に不用額が見込まれ、目内予算が充足している状況であったことから、予算の補正によらず、目内の流用対応としたところです。</p> <p>ご指摘のとおり、2倍を超える本件補助金の予算執行があったことについては、適切な予算執行の観点から、改める必要があると考えています。今後は、当初予算の範囲を超えない補助金の執行に努めるとともに、やむを得ず予算の増額を要する場合は、まずは補正による対応を検討します。</p> <p>また、当初予算の編成時における見積額については、引き続きその精査に努めてまいります。</p> <p>なお、交付申請書及び実績報告書の不備につきましては、受付時における記載事項等の基本的な確認の徹底、決裁時におけるチェックの徹底を行い、適切な事務を実施します。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年3月30日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（補助金等）
監査実施日	令和4年1月7日～2月3日		
担当部署	商工労働部 雇用・産業創出課	内線	2796

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>(3) 起業家育成事業補助金</p> <p>起業家の増加による市内産業の振興を図るため、産業振興を軸としたまちづくりの推進役となる人材を育成すること等を目的として、株式会社まちづくり飛騨高山が行うタウンマネージャーの雇用等に要する経費に対し補助金を交付するものであり、高山市起業家育成事業補助金交付要綱で規定している。</p> <p>令和3年9月からタウンマネージャーが長期にわたり不在となっており、コロナ禍の影響による採用活動の延期等やむを得ない面はあるものの、補助金の交付目的や通年分の予算を措置していることから望ましい状態ではない。</p> <p>早期に適切な人材を雇用するとともに、今後は空席期間を生じさせることがないように留意されたい。</p>	<p>タウンマネージャーの更新にあたっては、中心市街地の活性化をはじめとする課題の解決に向けて、まちなかで活動する個人や団体等に寄り添い、情熱をもって職務にあたることのできる方を採用すべく、全国タウンマネージャー協会の協力のもと、適切な人材の確保に努めました。</p> <p>人材の確保にあたっては、現地研修会を開催し、他の地域で活躍するタウンマネージャー等から「まちづくりの現場について」や「タウンマネージャーの仕事について」を学ぶとともに、フィールドワークを実施し、参加者が感じた高山市の強みや弱み、課題への対応などについて意見をまとめ発表していただきました。</p> <p>こうした選考過程を経て採用を決定する方法を取り入れましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための行動制限が断続的に行われ、適切な人材を確保するまでに期間を要しました。</p> <p>タウンマネージャーが不在となる期間が生じたことは望ましい状態ではなかったため、今後は、株式会社まちづくり飛騨高山と連携して計画的な採用に取り組みます。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年3月30日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（補助金等）
監査実施日	令和4年1月7日～2月3日		
担当部署	都市政策部 都市計画課	内線	2363

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>(4) 公共交通利用促進事業補助金                      高齢者及び若年者の公共交通の利用の促進、利用者の利便性の向上並びに公共交通事業の安定した継続を図ることを目的として、公共交通事業の運営主体が行う利用者の運賃割引に対し 補助金を交付するものであり、高山市公共交通利用促進事業補助金交付要綱で規定している。</p> <p>市民乗車パスによる幹線バスの運賃の割引に対する補助金額は、要綱第3条第4号で補助金の単価を規定し、利用者数を乗じることとしているが、実務においては、前年度に実施した1日みの利用状況調査に基づいた補助金日額に平日日数を乗じて算出していたため、算出方法と要綱が整合するよう改められたい。</p> <p>また、高山市地域バスヤングパスポートによるさるぼぼバス又はたかね号の運賃割引に対する補助事業は、令和2年4月の開始以降月の開始以降1件の利用もないが、制度の必要性や事業内容の見直し、周知方法について検討されたい。</p>	<p>市民乗車パスによる幹線バスの運賃の割引に対する補助については、協力事業者（補助対象事業者）が運行するすべての便において利用者状況を把握（カウント）することは、安全管理や効率性の観点から困難であることから、年に1回実施している利用状況調査に基づき補助金を算定し、交付を行っています。現段階では、引き続き同様の手法で補助金額を算定することが現実的かつ合理的であると考えられるため、算出方法と要綱の記載内容が整合するよう要綱の改正に向けた手続き等をすすめています。</p> <p>また、高山市地域バスヤングパスポートによるさるぼぼバス又はたかね号の運賃の割引に対する補助については、のらマイカーなどの利用者との公平性の確保という視点から必要であると捉えておりますが、それぞれの協力事業者（補助対象事業者）との協議を踏まえ、実効性のある事業となるよう内容の見直しや周知を図ります。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年3月30日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（補助金等）
監査実施日	令和4年1月7日～2月3日		
担当部署	都市政策部 都市計画課	内線	2313

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>(5) 市街地景観保存区域保存会補助金 市街地景観保存区域の保存整備と保護育成を図ることを目的として、区域内の住民により組織する保存会が市街地景観保存計画に基づいて行う事業に要する経費に対し補助金を交付するものであり、高山市市街地景観保存区域保存会補助金交付要綱で規定している。 要綱第2条第2項で事業に要する経費を補助対象としているが、同条第3項で補助金額は世帯数に単価を乗じると規定しており、整合性がない。補助対象経費や補助金算定の考え方を整理し、交付目的に沿った補助金となるよう要綱の見直しを検討されたい。 また、令和2年度交付申請書に補助金額の算出資料として添付された保存会会員名簿に死亡した会員が複数記載されていた。会員の世帯数に変更はなかったが、補助金額の算出根拠となる書類の確認には特に注意を払われたい。</p>	<p>補助金算定の考え方については、保存会の規模を考慮した補助とするため、交付額の上限の算定にあたり、世帯数に単価を乗じた額を用いているところですが、補助対象経費の明確化などと合わせて、制度全体の検証・見直しを図り、交付目的に沿った補助金となるよう要綱を改正することを検討しています。</p> <p>また、令和3年度の交付申請書に添付された保存会会員名簿は最新のものであることを確認しました。今後も申請者に適正な書類の提出を求めるとともに、適切な書類確認に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年3月30日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（補助金等）
監査実施日	令和4年1月7日～2月3日		
担当部署	飛騨高山プロモーション戦略部 ブランド戦略課	内線	2278

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>(6) 飛騨高山ブランド振興事業補助金                      飛騨高山ブランドの更なる強化を促進し、もって地域産業の活性化を図ることを目的として、ブランド展開のための事業等の経費の一部に対し補助金を交付するものであり、飛騨高山ブランド振興事業補助金交付要綱で規定している。                      同一事業者の令和2年度と令和3年度の交付申請書受付時において、添付すべき登記事項証明書が未添付にもかかわらず受け付けし、後日提出させる処理が2年続けて行われていた。交付申請書の受け付けにあたっては、要綱で規定する必要書類を確実に確認したうえで対応されたい。</p>	<p>補助金申請時の書類については、補助金利用について事前相談がされる際、丁寧な説明を実施し、書類が整ってから申請されるよう指導するとともに、書類を確実に確認のうえ、受付します。</p>	